

日豪EPAの概要



豪州産飼料用麦(小麦・大麦)に係る 承認工場制度について

2014年12月
財務省関税局監視課

目次

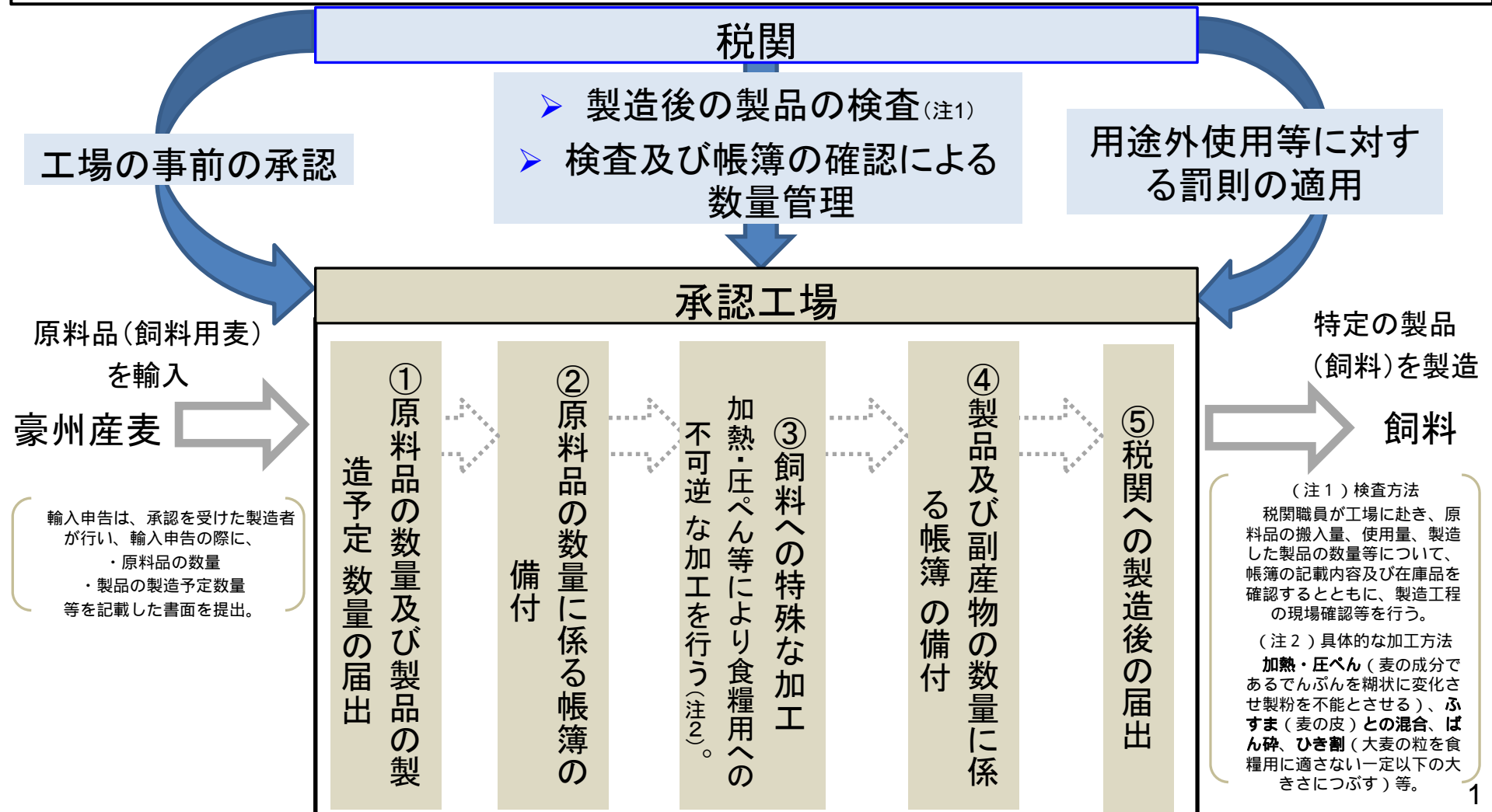
- ・ 飼料用麦に係る承認工場制度の概要
- ・ 飼料用麦に係る承認工場制度に係る
各種手続等

目次

- ・ 飼料用麦に係る承認工場制度の概要
- ・ 飼料用麦に係る承認工場制度に係る各種手続等

飼料用麦に係る承認工場制度の概要

- ◆ 輸入された麦が飼料の原料として使用されることを担保するための制度として、関税定率法第13条に既に規定されている承認工場制度と同様の制度を導入。
- ◆ 本制度は、あらかじめ税関長の承認を受けた工場において、豪州産麦を輸入し、1年以内に飼料を製造する場合に、当該豪州産麦の関税を無税とする制度。



目次

- ・ 飼料用麦に係る承認工場制度の概要
- ・ 飼料用麦に係る承認工場制度に係る
各種手続等

製造工場の承認（承認要件）

- (1) 製造工場の申請者が、次の各号の一に該当しない者であること。
 - ① 申請者が暫定法第9条の2第1項又は定率法第13条第1項の製造工場の承認を取り消された者であって、その取り消された日から3年を経ない場合。
 - ② 申請者が暫定法その他関税に関する法令の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経ない場合。
 - ③ 申請者が暫定法その他の関税に関する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経ない場合。
 - ④ 申請者が上記の①から③までに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合。
 - ⑤ 申請者の経営状況からして暫定法の規定により課される関税等の経済的負担に耐えないと認められる場合（例えば、繰越欠損金が資本金の範囲を超えている場合で、かつ、今後の経営計画等により繰越欠損金の減少が見込まれない場合）
 - ⑥ 製造工場における輸入原料品、製品等を適正に管理するための責任体制、業務手順等を確保できる十分な能力がないと認められる場合
- (2) 飼料用への加工を行う設備や計量器を設置しているなど、設備が製造工場として適していること。

(注) 下線部は、現在の定率法第13条に基づく承認工場制度の承認要件と異なるところです。なお、定率法第13条に基づく承認工場制度についても同様に改正する予定です。

製造工場の承認（申請手続）

○工場について承認を申請する際の提出書類

・製造用原料品製造工場承認申請書

承認を受けた場合、製造工場の名称、所在地及び承認期間について原則公表することとし、公表に関する意向確認（同意を得られない場合にはその理由）のための欄を設ける予定。

＜以下、添付書類＞

①申請者が法人の場合、登記事項証明書（個人の場合、住民票）、②申請者が法人の場合、事業報告書（個人の場合、納税証明書）、③製造工場図面（配置図及び求積図）、④製造工程図、⑤設備概要書、⑥製品製造歩留りに関する参考書類、⑦貨物管理に関する社内管理規定 等

添付書類の省略

- ・ 既に定率法第13条に基づく製造工場の承認を受けている場合、同条に基づく承認の際に提出した添付書類で内容に変更がない書類については省略可。
- ・ 暫定法9条の2及び定率法第13条に基づく承認申請を同時に行う場合、同一内容の添付書類は一部のみ提出可。

（注）下線部は、現在の定率法第13条に基づく承認工場制度の承認手続と異なるところです。なお、定率法第13条に基づく承認工場制度についても同様に改正する予定です。

製造工場の承認（承認の際に付する条件）

条件1

承認を受けた者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他従業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、**承認を取り消されることがある旨の条件**

条件2

製造工場に出入れされる貨物及び製造作業に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して**2年を経過する日までの間**（その間に当該帳簿について検査を受けた場合にあっては、当該検査を受けた日までの間）**保存すべき旨の条件**

条件3

製造工場の承認内容に変更を生ずることとなった場合には、その**変更について承認を受け又は届出をしなければならない旨の条件**

製造用原料品の輸入手続

○輸入申告時の提出書類

- ① 輸入(納税)申告書
- ② 原産地証明書(第三者証明制度)又は原産品申告書及び明細書(自己申告制度)
- ③ 製造用原料品譲許の便益の適用明細書(関税定率法第13条承認工場における減免税明細書と同様の書類)

【記載事項】

- ・譲許の便益の適用を受ける原料品の品名及び数量
- ・製品の品名及び予定数量
- ・承認を受けた製造工場の名称及び所在地
- ・当該原料品を置く場所
- ・製造の期間

○輸入申告者

輸入申告は、承認工場の承認を受けた製造者の名をもつてしなければならない。

記帳義務

帳簿の保存期限 2年

製造の段階		記帳事項
製造前	搬入	製造用原料品の品名、数量、搬入年月日、輸入許可税関、輸入許可年月日、輸入許可書番号
製造過程	使用	製造用原料品又は同原料品と混用した同種の他の原料品の品名、数量、使用年月日
	亡失・滅却	製造用原料品、製品又は副産物の品名、数量、亡失又は滅却の年月日、場所及び事由
	製造終了	製品及び副産物の品名、数量、製造年月日
製造終了後	税関検査	検査を受けた製品又は副産物の品名、数量、検査年月日
	搬出	製造工場から出した製造用原料品、製品、副産物の品名、数量、搬出先、搬出年月日

製造終了届の取扱い

製造用原料品による製造が終了したとき()は、製造工場の所在地の税関への届出が必要。

税関長の必要と認める時期に製品の検査を行う工場の場合は、毎月10日までに提出

○届出への記載事項

- ① 製品及び副産物の品名及び数量
- ② 使用した製造用原料品の品名及び数量
- ③ 使用した製造用原料品の輸入許可税関、輸入許可年月日、輸入許可書番号
- ④ 混用した原料品の品名、数量及び混用使用の承認を受けた年月日
- ⑤ 製造工場の名称及び所在地

○届出の負担軽減

同一の又は隣接する敷地内に定率法第13条第1項及び暫定法第9条の2第1項の承認を併せて受けている場合は、当該届出に併せて記載することが可能。

混用使用

税関長が製造用原料品による製造の確認に支障がないと認めて承認した場合を除くほか、同種の他の原料品を混じて使用することはできない。

同種の製造用原料品との
混用使用は原則不可

譲許の便益の
適用を受けた
豪州産麦

+

内国貨物である
製造用原料品
であって譲許の
便益の適用を
受けていない麦

例外

税関長の承認を受けた場合

『譲許の便益の適用を受
けた豪州産麦』 + 『内
国貨物である製造用原
料品であって譲許の便益
の適用を受けていない
麦』

譲許の便益の適
用を受けた
豪州産麦

+

譲許の便益の適
用を受けた
豪州産麦

混用使用では
ない

混用使用（承認申請手続）

製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用する前に、申請書を提出することが必要。

○ 個別承認の場合の記載事項

- ① 製造用原料品及びこれと同種の他の原料品の品名及び数量
- ② 製造用原料品及びこれと同種の他の原料品の使用割合

○ 包括承認（ ）申請の場合の記載事項

- ① 製造用原料品及びこれと同種の他の原料品の品名及び数量
- ② 製造用原料品及びこれと同種の他の原料品の使用割合

製造用原料品及び混用しようとする同種の他の原料品の性質、製造の工程その他の事情により税関長がその都度の申請の必要がないと認める場合に、一定期間内（3月以内）の製造に関して一括して混用使用の承認を行うことが可能。

同時蔵置

譲許の便益の適用を受けた豪州産麦とその他の同種の原料品を同一タンクやサイロに蔵置することがやむを得ないと認められる場合には、同時蔵置（保税蔵置場における同時蔵置の例に準じた取扱い）が可能。

○ 同時蔵置する場合の条件

- 搬入及び使用の前後の時点において検量を行う等により数量の測定を確実に実施すること
- 製造用原料品に関する記帳義務に従い、記帳を適正に実施すること

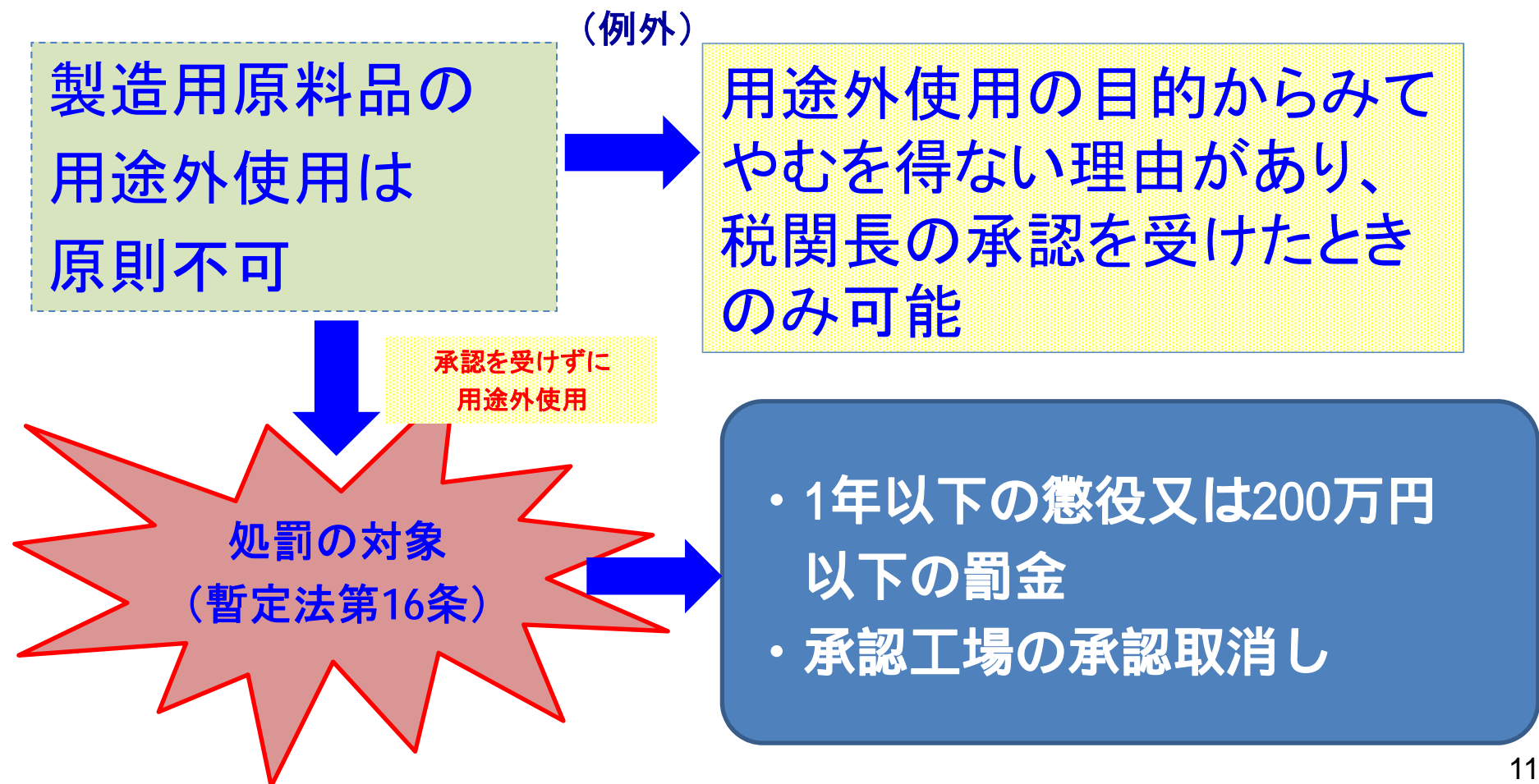
○ 同時蔵置の取扱い

搬入の時期を異にするそれぞれの貨物とその搬入の順序に従って同一のタンク等に蔵置されるものとして、取り扱う。

用途外使用

○用途外使用の承認申請

用途外使用等承認申請書に品名、数量及び承認を受けようとする理由等を記載し税関に提出。



◆関税徴収

○関税を徴収する場合

- ・用途外使用の承認を受け、又は受けずに、用途外使用した場合
- ・用途外使用のため譲渡した場合
- ・輸入の許可の日から1年以内に製造終了の届出を行わなかった場合
- ・輸入の許可の日から1年以内に製造を終了しなかった場合
- ・承認を受けた製造工場以外で製造した場合
- ・混用使用の承認を受けずに混用使用した場合
- ・原料品の数量に対する飼料の数量の割合が、その製造の方法、工場の設備その他の事情を勘案して合理的と認められる割合を下るとき

○関税を徴収しない場合

- ・混用使用の承認を受けて混用使用した場合
- ・承認工場間で飼料を製造するために承認を受けて譲渡した場合
- ・災害その他やむを得ない理由により亡失した場合
- ・承認を受けて滅却した場合

○関税を軽減することができる場合

- ・用途外使用の承認を受けた原料品が変質等やむを得ない理由により価値が減少した場合

◆飼料の規格①

○食糧用への不可逆的な加工を行う必要。

【配合飼料①】

配合飼料	配合割合
1 脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイの含有量の合計が全重量の30%以上のもの	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉(魚荒かすを含む。以下この表において同じ。)、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の2%以上であること。
	色素(食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第2第162号又は第163号に掲げる食用青色1号又は食用青色2号に限る。以下この表において同じ)の含有量が全重量の0.0012%以上であること。
	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の1の(1)の表に掲げる飼料添加物を含むこと。
2 糖みつの含有量が全重量の20%以上のもの(第1号に該当するものを除く。)	こうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第六条に規定する原料品(砂糖及び糖みつを除く。)、オート、ふすま、やし油かす、大豆油かす、脱脂ぬか、アルファルファミール、ビートパルプ、大豆皮、ビールかす、豆腐かす、稲わら粉末又は麦ぬかの含有量の合計が全重量の5%以上であること。
3 砂糖の含有量が全重量の10%以上のもの(前2号に該当するものを除く。)	リジン塩酸塩の含有量色素の含有量が全重量の0.0012%以上であり、かつ、塩化ナトリウムの含有量が全重量の0.1%以上であり、かつ、L-リジン塩酸塩の含有量が全重量の0.1%以上であること。
4 その他	こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第六条に規定する原料品以外の原料品の含有量の合計が全重量の12%以上であること。
	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の2%以上であること。
	こうりやんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第六条に規定する原料品の含有量の合計の50%以上であること。
飼料の形状	粉状、ミール状、フレーク状、ばん砕状、ペレット状その他これらに類する形状のものであること。 ただし、上記表2に掲げる配合飼料については、この限りではない。
原料品のうちこうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこし、ライ麦、カッサバ芋又は甘しょ生切干	ひき砕いたもの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものとして使用されたものであること。

◆飼料の規格②

【配合飼料②】

譲許の便益の適用を受けた豪州産小麦・大麦	ひき砕いたもの、ひき割りしたもの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものとして使用されたものであること。
----------------------	--

【単体飼料】

小麦	<ul style="list-style-type: none">・ひき砕いたもの(小麦から生産されたふすまを加えたもので、当該ふすまの重量が全体の30パーセント以上のもの)・ひき割りしたもの(小麦から生産されたふすまを加えたもので、当該ふすまの重量が全体の30パーセント以上のもの)・加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの
大麦	<ul style="list-style-type: none">・ひき砕いたもの・ひき割りしたもの・加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの

▼ 手数料

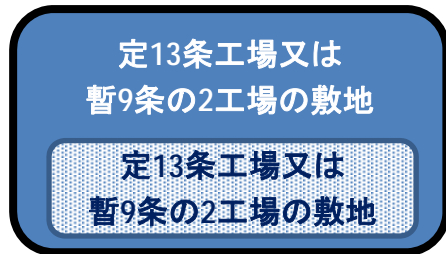
承認工場の面積の区分に応じた手数料の納付が必要。

区分	面積	手数料
A	2,500㎡未満	6,800円
B	2,500㎡以上 5,000㎡未満	9,500円
C	5,000㎡以上 10,000㎡未満	13,600円
D	10,000㎡以上 20,000㎡未満	21,800円
E	20,000㎡以上 40,000㎡未満	32,800円
F	40,000㎡以上 70,000㎡未満	42,100円
G	70,000㎡以上	54,800円

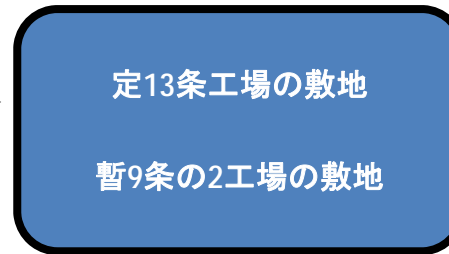
手数料

イメージ

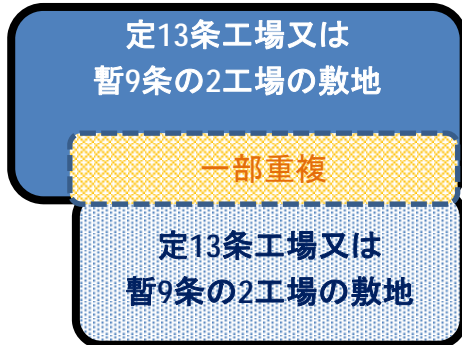
ケース①
＜包含関係＞



ケース②
＜完全に一致＞



ケース③
＜一部重複＞

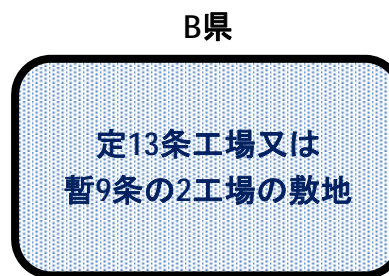
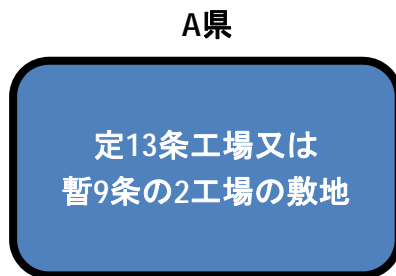


ケース④
＜隣接＞



左図の黒太線で囲まれた総面積に応じて手数料額を決定

ケース⑤
＜遠隔地＞



左図の黒太線で囲まれたそれぞれの面積に応じて手数料額をそれぞれ決定

(参考) 承認申請に係る相談窓口

税関	担当部門	連絡先
東京	監視部保税地域監督官(総括部門)	03-3599-6422
横浜	監視部保税地域監督官(総括部門)	045-212-6120
神戸	監視部保税地域監督官(総括部門)	078-333-3075
大阪	監視部保税地域監督官(総括部門)	06-6576-3218
名古屋	監視部保税地域監督官(総括許可部門)	052-654-4092
門司	監視部保税地域監督官	050-3530-8387
長崎	監視部保税地域監督官	095-828-8655
函館	監視部保税地域監督官	0138-40-4276
沖縄	保税地域監督官	098-862-9814